

教職員の体罰に係る処分基準

〔 平 5. 7.14制定 〕

愛媛県教育委員会

形 態 けがの程度	単純暴力行為	懲戒的意識で指導中		その他の不可避的 要素を含むもの
		感情的行為	指導方法不適切行為	
けがなし、 又は極めて 軽微なもの	減 給	戒 告	文 訓	口 訓
	戒 告	文 訓	口 訓	嚴重注意
1 か月未満のもの	停 職	減 給	戒 告	文 訓
	減 給	戒 告	文 訓	
1 か月以上のもの	停 職	停 職	減 給	戒 告
		減 給	戒 告	
障害が残るもの	懲戒免職	懲戒免職	停 職	減 給
	停 職	停 職 減 給	減 給 戒 告	戒 告

（注）

基準の運用について

この基準は体罰についての一般的な処分等の範囲を定めたものであって、次のような特別な事情がある場合はこの限りではない。

- ア 体罰の前歴を持つ場合
- イ 管理職等指導的立場にある場合
- ウ 事後の対応が不適切であった場合
- エ 特に情状酌量の余地があると認められる場合